

北海道教育大学養護教諭特別別科における新型コロナウイルス感染症
対策に伴う試験期日及び試験実施上の配慮等について

令和2年7月27日
令和2年11月11日
入学試験委員会決定

令和2年6月19日付け2文科高第281号文部科学省高等教育局長通知令和3年度大学入学者選抜実施要項第14に基づき、以下のとおり入学者選抜を実施する。

1 入学者選抜実施に伴う新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策

(1) 試験場の衛生管理体制等の構築

一般入試及び推薦入試において、令和2年6月19日大学入学者選抜方法の改善に関する協議決定「令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」に基づき、試験場の衛生管理体制等を構築する。

(2) 受験できない者

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とし、以下に該当する志願者については、当日の受験を認めず、追試験の受験とする。

- ① 新型コロナウイルス感染症に罹患し、試験日に入院中又は自宅や宿泊施設において療養中の者
- ② 試験日前日までに保健所等から濃厚接触者（試験日前2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等から日本に入国した者を含む。）に該当するとされ、試験日当日に自宅等待機とされている者
- ③ 学校保健安全法施行規則第18条に定める感染症にかかり、同規則第19条に定める出席停止期間を経過していない者
- ④ 発熱・咳等の症状があり、試験当日の検温で37.5度以上の熱がある者

2 新型コロナウイルス感染症り患者等の受験機会確保の方策

以下のいずれかの要件を満たす者は、追試験の受験を申し出ることができる。

- ① 新型コロナウイルス感染症に罹患し、試験日に入院中又は宿泊施設において療養中の者

- ② 試験日前日までに保健所等から濃厚接触者（試験日前2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等から日本に入国した者を含む。）に該当するとされ、試験日当日に自宅待機とされている者
- ③ 学校保健安全法施行規則第18条に定める感染症にかかり、同規則第19条に定める出席停止期間を経過していない者
- ④ 上記①、②及び③のいずれにも該当しない者のうち、発熱・咳等の症状があり、試験当日の検温で37.5度以上の熱がある者

また、上記①から④に加えて、明らかに激しい咳を何度もしていることなど、監督者等が当該受験者の症状が他の受験者に影響があると判断した場合は、追試験の受験の対象とすることができる。

3 追試験の試験期日及び実施方法等

養護教諭特別別科の追試験は以下のとおり実施する。

- (1) 試験期日
令和2年12月20日（日）
- (2) 試験会場
函館校
- (3) 選抜方法等
 - ・ 養護教諭特別別科推薦入試と同一の選抜方法で実施する。
 - ・ 追試験での合格予定者は若干人とする。
- (4) 合格発表日
令和2年12月25日（金）
- (5) 入学手続期間
当初予定から変更はしない。